

平成 30 年 8 月 23 日制定  
令和 2 年 8 月 12 日改正  
令和 4 年 7 月 7 日改正  
令和 5 年 6 月 30 日改正

## 博多港長が実施する異常気象等発生時の勧告・命令にかかる運用基準

### 1 目的

異常気象等発生時における博多港内の船舶交通の安全対策の強化を図るため、港則法(昭和 23 年法律第 174 号。以下「法」という。)第 39 条第 3 項及び第 4 項の運用に係る必要な基準を定め、もって、博多港内の船舶交通の安全及び整とんに資することを目的とする。

### 2 対象となる船舶

法第 39 条第 3 項及び第 4 項では、対象となる船舶を限定していないことから、博多港内又は港の境界付近にある全ての船舶を対象とする。ただし、台風の接近に伴う命令の対象となる船舶については、原則として総トン数 2,000t 以上とする。

### 3 用語の定義

#### (1) 異常気象等

台風、異常な低気圧(急速に発達する低気圧等)又は地震に伴い発生する津波など、港長が危険を防止し、混雑を緩和するための措置を講じる必要があると認める事象をいう。

#### (2) 注意喚起

現状の情報提供及びその後の情報収集を促す必要がある場合に行う措置をいう。

#### (3) 勧告

法第 39 条第 4 項に基づく勧告をいい、台風及び異常な低気圧への対策として、避難準備勧告及び避難勧告の 2 区分、津波への対策として、津波注意勧告、津波警戒勧告及び大津波警戒勧告の 3 区分を設定するものとする。

#### (4) 命令

法第 39 条第 3 項に基づく命令をいう。

#### 4 発出の基準と時期

発出の基準とその時期は、以下のとおりとする。ただし、特に勢力の強い台風（気象庁が表す台風の強さ階級で、「強い」、「非常に強い」、「猛烈な」とされるもの。）等の接近により、博多港に及ぼす影響の判断が困難な場合や、発出基準が夜間に達すると見込まれる場合は、博多港台風等・津波対策委員会 小委員会に諮問のうえ、発出時期の繰り上げ等を行うこととする。

##### (1) 台風又は異常な低気圧の場合

###### ① 注意喚起

台風の接近又は異常な低気圧の発生が予想される場合等

###### ② 避難準備勧告

台 風：気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、博多港が強風域に入ることが予想される場合に発出することとし、その時期は、博多港が強風域内となる3時間前とする。

異常な低気圧：原則として、気象庁が発表する気象情報で、福岡地方沿岸海域（玄界灘）の最大風速が 25m/s を超えることが予想される場合に発出することとし、その時期は、福岡地方沿岸海域（玄界灘）の最大風速が 25m/s を超えることが予想される 12 時間前とする。

###### ③ 避難勧告

台 風：気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、博多港が暴風域に入ることが予想される場合に発出することとし、その時期は、博多港が台風の暴風域内となる 6 時間前とする。

異常な低気圧：気象庁が発表する「暴風警報又は暴風雪警報」で、福岡地方沿岸海域（玄界灘）の最大風速が 25m/s を超えることが予想される場合に発出することとし、その時期は、福岡地方沿岸海域（玄界灘）の最大風速が 25m/s を超えることが予想さ

れる6時間前とする。

## (2) 津波の場合

### ① 注意喚起

警報、注意報の発表はないものの、地震等の発生により津波が到達するおそれがある場合

### ② 津波注意勧告

福岡県日本海沿岸に津波注意報が発表された場合に発出する。

### ③ 津波警戒勧告

福岡県日本海沿岸に津波警報が発表された場合に発出する。

### ④ 大津波警戒勧告

福岡県日本海沿岸に大津波警報が発表された場合に発出する。

### ⑤ 命令

津波の規模等から、港長が必要と認めた場合に、個別の船舶に発出する。

## 5 船舶が執るべき措置

船舶が執るべき措置は、別添1「台風又は異常な低気圧の情報に対する措置」、別添2「津波の情報に対する措置」を基本とする他、以下のとおりとする。

(1) 津波注意勧告等発出時において港外退避する場合の基本的な順序は、危険物積載船舶、旅客船、一般船舶の順とする。

(2) 震源が沿岸に近い場合は、気象庁が津波に関する警報注意報を発表する前に津波が到達する可能性もあることから、強い地震(概ね震度4以上)が発生した場合や、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、直ちに国際 VHF の聴取等情報収集に努めるものとする。

(3) 福岡県日本海沿岸に津波注意報以上が発表されたときは、博多港長から別添2「津波の情報に対する措置」を踏まえた勧告が発令される。

なお、通信手段の遮断等による情報伝達の遅延も想定されることから、気象庁から津波注意報以上が発表された場合、博多港長からの「勧告」の伝達の有無に関わらず、船舶は速やかに別添2「津波の情報に対する措置」に定める措置を講じること。

## 6 解除

(1) 台風又は異常な低気圧の場合

台風：台風が博多港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、アメダスにおける「福岡」の観測地点の平均風速が 25m/s を超えない状態となった場合に「避難勧告」を解除し、同観測地点の平均風速が 15m/s を超えない状態となった場合に、「避難準備勧告」を解除するものとする。

異常な低気圧：異常な低気圧が博多港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、アメダスにおける「福岡」の観測地点の平均風速が 25m/s を超えない状態となり、港内在泊船等に影響がないと判断された場合に解除するものとする。

(2) 津波の場合

気象庁が発表する津波に関する警報、注意報が全て解除されたときに解除するものとする。

7 連絡体制

港長から船舶等への連絡方法、手段は次のとおりとする。

(1) 連絡システムによるもの

FAX により、福岡海上保安部から予め登録された関係先に一斉送信する。(NTT iFAX サービスを利用)

同じく、電子メールにより、予め登録された関係先に一斉送信する。

なんらかの事情により、FAX、電子メールによる一斉送信が実施できない場合は、電話等を使用して、予め構築された連絡システムに従って、情報を伝達する。

(2) ポートラジオによるもの

福岡海上保安部から電話等により、博多ポートラジオに情報を伝達し、国際 VHF 無線を使用して、対象船舶に周知する。

(3) 巡視船艇によるもの

巡視船艇から個別の船舶に対して、マイク又は VHF 無線を使用して直接伝達する。

(4) 船舶からの問い合わせに対するもの

船舶からの問い合わせは、福岡海上保安部交通課で対応する。

電話 092-281-5867 FAX 092-281-5889

(5) 海の安全情報によるもの

海の安全情報(沿岸域情報提供システム)により、周知する。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>

## 台風又は異常な低気圧の情報に対する措置

区分	船舶等が執るべき措置
注意喚起	台風の予想進路等、気象情報を収集する。
勸告	<p>避難準備勸告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在港船舶は、必要に応じて直ちに運航できるよう荒天準備を完了する。</li> <li>2 ヨット、モーターボートその他の小型船舶は、船だまり、その他安全な場所に避難を完了する。</li> <li>3 岸壁、棧橋、工事作業現場においては、風浪により流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ、移動その他の荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢とする。</li> <li>4 危険物の荷役作業は、中止基準等を考慮し、早めに中止して厳重な警戒態勢とする。</li> <li>5 国際 VHF 装備船は、国際 VHF(CH16)を常時聴守し、海上保安庁との連絡手段を確保する。</li> </ol>
	<p>避難勸告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難準備勸告発出時に執るべき措置に加え、次の措置をとること。</li> <li>2 着岸中の総トン数 2,000t以上の船舶は、安全な海域に避難する。</li> <li>3 総トン数 2,000t 以上の船舶は、着岸を見合わせる。</li> <li>4 避難の順序は、原則として次のとおりとし、各岸壁とも離岸しやすい沖側の船舶から優先して避難する。 ①荒津地区②須崎ふ頭③中央ふ頭④東浜ふ頭⑤箱崎ふ頭⑥香椎パークポート⑦アイランドシティ ※ 避難船舶の再着岸の順序は、原則として避難の逆順序とし、バースの奥部を優先する。</li> <li>5 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置する。</li> <li>6 AIS 搭載船舶は、AIS 常時作動を確認する。</li> </ol>

※避難準備勸告の 5 項目に定める海上保安庁との国際 VHF の連絡先は「もしほあん」とする。

津波の情報に対する措置

区分	時間的余裕	船舶が執るべき措置						
		大型船・中型船(漁船を含む。)			小型船(プレジャーボート・小型漁船等)			
		係留中の船舶		錨泊中の船舶	航行中の船舶	係留中の船舶	航行中又は錨泊中の船舶	
一般船舶 (作業船を含む。)	危険物積載船舶	一般船舶 (作業船を含む。)	危険物積載船舶					
注意喚起		津波の発生、到達するおそれ、到達時間等について情報を収集する。				津波の発生、到達するおそれ、到達時間等について情報を収集する。		
勸告	津波注意勧告	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊(場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸後、陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避	
	津波警戒勧告	なし	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上避難又は港内避泊
		あり	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸後、陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避
	大津波警戒勧告	なし	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上避難又は港内避泊
あり		荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難(場合によっては港外退避)	着岸後、陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避	
備考			予め、事業者にてマニュアルを作成	予め、錨地として使用されている海域のうち、津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を調査すること		十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		

- \* 時間的余裕 船舶を港外退避させ、又は陸揚げ固縛するなど、安全な状態を確保するために必要な時間
- \* 大型船 入出港にあたり、水先人、タグボート等の支援が必要な船舶
- \* 中型船 大型船、小型船以外の船舶
- \* 小型船 プレジャーボート、漁船等のうち、港内(造船所を除く。)において陸揚げできる程度の船舶
- \* 陸上避難 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を行う。
- \* 港外退避 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)
- \* 港内避泊 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)
- \* 係留避泊 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。)
- \* 陸揚げ固縛 小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。